

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について（概要）

1 目的

感染拡大を防止するためには、労働者本人が感染した場合に、正規・非正規を問わず、休みやすい環境を整備することが重要である。このため、非正規が多く加入する国民健康保険においても、健康保険と同様、被用者である被保険者が傷病のために休業した場合に、傷病手当金を支給する。

2 対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

自宅療養を行った期間についても、労務に服することができなかった期間に該当することとする。また、医療機関を受診することができなかった場合は、弾力的な運用として、医師の意見書が無くとも、事業者の証明書添付で足りることとする。

3 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

4 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
※上記支給額について特別調整交付金により財政支援

5 適用

令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

6 今後の対応

今後、国民健康保険条例の一部改正及び特別会計予算補正を予定